

「北京+10」国連アジア太平洋経済社会委員会ハイレベル会合に向けて

(2004年9月7日～10日、タイ・バンコク国連ビル)

2004年9月1日

新日本婦人の会

国連NGOの女性団体として私たちは、日本の実態と政府がとるべき課題が正確に反映されるよう、このレポートを作成した。

2004年9月のアジア太平洋地域の政府間会合および2005年3月の国連女性の地位委員会での北京+10に関する討議に向けて、私たちは各国政府が「北京行動綱領」と2000年の「成果文書」の実施をすすめるための議論に集中し、すでに合意された文言に関する交渉は行わないことを強くもとめる。世界的に強まっているバックラッシュの動きを許さず、「男女平等、開発、平和」の課題で、国際社会が一致して前進に向けたとりくみをするようもとめる。

以下に、日本政府含め各国政府および国連がとりくむべき課題について、領域ごとに提起する。

A. 女性と貧困

◇ 税金の使い方を、国民生活最優先に抜本的に変え、母子家庭や高齢女性など社会的に弱い立場にある女性への特別な支援。

B. 女性の教育と訓練

◇ 人権にもとづく性教育をカリキュラムに導入する。

C. 女性と健康

◇ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの立場に立った、生涯を通じた女性の健康支援の法的整備を早急におこなう。

D. 女性にたいする暴力

◇ 女性への暴力は犯罪であり、相手の人権を著しく侵し、許されない行為であることを明確にし、幼少期から、その時期、段階にふさわしい内容での教育や啓蒙を広くおこなう。警察官や裁判官などには特別の教育が求められる。

◇ 被害女性の自立を促進するための措置をとる。国籍や人種を問わず被害者救済を第一とした法整備を行う。

◇ 国際組織犯罪防止条約補足議定書にもとづき、トラフィキングを禁止するための国内法の整備を早急におこなう。

◇ いわゆる「従軍慰安婦問題」などアジア諸国への侵略戦争の被害の問題で、国連からの度重なる勧告にもかかわらず、いまだに公式謝罪と補償を行わない日本政府にたいし、さらなる圧力を強める。

E. 女性と武力紛争

◇ いかなる国の侵略行為も許さず、国連憲章にもとづく平和の国際ルールを確立する。

◇ 国連安保理1325決議の実行。

◇ 核保有国は核兵器廃絶の「明確な約束」を実行し、すべての政府が核兵器廃絶国際協定

の交渉開始と実現に努力する。

- ◇ 軍縮への実効ある措置をとり、軍事費削減で教育・福祉・生活向上をはかる。

F. 経済

- ◇ 解雇規制、失業対策、社会保障の充実にとりくむ。
- ◇ 同一労働同一賃金の徹底、パート・派遣など非正規労働者の均等待遇の実現のため、実効ある法改正と施策をとる。
- ◇ 外国人労働者含め労働者の権利を保護する各種 ILO 条約の批准と実行。
- ◇ 農業や自営業女性の労働を評価し、ふさわしい税制や健康保険制度を確立する。

G. 権力及び意思決定における女性

- ◇ あらゆる分野で指導的地位に男女の平等な参加を実現するための暫定的特別措置をとり、官民管理職、議員、労働組合などでの積極的な女性の登用を行う。
- ◇ 女性の進出を促すために、比例代表を中心とする選挙制度を採用する。

H. 女性の地位向上のための制度的な仕組み

- ◇ 女性の地位向上を実質的に推進できる機構、予算、政策、制度など、抜本的なとりくみをすすめる。
- ◇ 女性差別撤廃条約選択議定書の批准。

I. 女性と人権

- ◇ 固定的な性別役割分担意識の是正のための積極的・系統的な広報・啓蒙、教育を行う。
- ◇ バックラッシュを許さず、国際的な合意と到達を守る。
- ◇ マイノリティ女性の人権の確立、差別是正と共生への必要な施策をとる。

J. 女性とメディア

- ◇ メディアは、女性の人権尊重や女性表現のあり方を見直す指針や自主規制を設ける。女性の参画を推進し、企画、制作、運営などで意思決定権をもつ女性を登用する。
- ◇ インターネットなどの新たなメディアを使っての人権侵害をゆるさないルール確立。

K. 女性と環境

- ◇ 地球温暖化の解決をはじめ環境施策の決定・参画にふさわしい比率で女性を加える。

L. 女兒

- ◇ 児童買春・ポルノを処罰するための実効ある法整備。女兒をターゲットにした商品やセックス産業、インターネット等を介した、ゆがんだ性情報への規制。
- ◇ 児童虐待および性的虐待をおこなった加害者への犯罪責任を明確にし、家庭、学校、地域、自治体で虐待防止にとりくむ。専門家の増員や保護施設の充実、被害女兒のケアを重視する。